

一般社団法人全国医学部長病院長会議 役員に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人全国医学部長病院長会議定款（以下「定款」という。）の第20条以下の役員に関する事項について、規定することを目的とする。

(理事の選任)

第2条 理事の選任は、地区部会において当該地区部会に所属する会員の中から理事候補者を推薦し、社員総会で選任を決議する。

(会長及び副会長の選任)

第3条 会長の選任は、各地区部会において新たに選任された理事の中から推薦された候補者がある場合、その候補者について、改選された理事で構成される理事会で選任を決議する。

2 前項により推薦された候補者がいない場合には、現会長及び現副会長が、新たに選任された理事の中から候補者を推薦し、改選された理事で構成される理事会で選任を決議する。

3 副会長の選任は、新会長が理事の中から候補者を推薦し、その候補者について、改選された理事で構成される理事会で選任を決議する。

(監事の選任)

第4条 監事の選任は、社員又は社員であった者の中から、理事会において監事候補者を選出し、社員総会の決議により行う。ただし、社員であった者には、旧全国医学部長病院長会議規則において会員であった者を含むものとする。

2 前項による監事の選任について、監事が既に在職している場合には、監事の選任に関する議案を社員総会に提出するときは、当該監事の同意を得なければならない。

(理事又は監事が欠けた場合)

第5条 理事又は監事について、定款で定める員数が欠けた場合には、定款24条第2項に基づき、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(会員資格喪失後の理事又は監事の取扱い)

第6条 次の場合には、会員資格喪失後においても理事又は監事の身分を継続するものとする。

- (1) 会員の資格喪失後において、前条により理事又は監事として権利義務を有する場合
- (2) 常勤理事に就任する場合

附 則

この規則は、平成26年11月21日から施行する。